

京都市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第82号

京都市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険運営協議会規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

第1条中「京都市国民健康保険運営協議会」を「京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)